

○国土交通省告示第二百九十九号（最終改正・・・令和六年国土交通省告示第二百九十五号）

地方税法施行規則（昭和二十九年總理府令第二十三号）附則第七条第十六項及び同条第十七項第一号の規定に基づき、国土交通大臣が総務大臣と協議して定める工事及び国土交通大臣が総務大臣と協議して定める書類を次のように定めたので告示する。

令和五年三月三十一日

国土交通大臣 齋藤 鉄夫

一 地方税法施行規則附則第七条第十六項に規定する国土交通大臣が総務大臣と協議して定める工事は、次に掲げる全ての工事を含む大規模な工事とする。

イ マンション（マンションの管理の適正化の推進に関する法律（平成十二年法律第百四十九号）第二条第一号に規定するマンションをいう。ロ及びハにおいて同じ。）の建物の外壁について行う修繕又は模様替

ロ マンションの建物の直接外気に開放されている廊下、バルコニーその他これらに類する部分について行う防水の措置を講ずるための修繕又は模様替

ハ マンションの建物の屋上部分、屋根又はひさしその他これに類する部分について行う防水の措置を講ずるための修繕又は模様替

二 地方税法施行規則附則第七条第十七項第一号に規定する国土交通大臣が総務大臣と協議して定める書類は、地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）附則第十五条の九の三第一項のマンションにおいて同項に規定する工事が行われたものであることを、建築士（建築士法（昭和二十五年法律第二百二号）第二十三条の三第一項の規定により登録された建築士事務所に属する建築士に限る。）又は特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律（平成十九年法律第六十六号）第十七条第一項の規定による指定を受けた同項に規定する住宅瑕疵担保責任保険法人が別表の書式により証する書類又はその写しとする。

別表

大規模の修繕等証明書

証明申請者	住所又は主たる事務所の所在地
	氏名又は名称及び法人にあっては、その代表者の氏名
マ ン シ ョ ン の 所 在 地	

地方税法附則第15条の9の3第1項に規定する工事

工 事 完 了 年 月 日	年 月 日
工事の内容	

上記のマンションにおいて地方税法附則第 15 条の 9 の 3 第 1 項に規定する工事が行われたことについて証明します。

証 明 年 月 日	年 月 日
-----------	-------

(1) 証明者が建築士事務所に属する建築士の場合

証明を行った建築士	氏 名	印	
		登録番号	
	一級建築士、二級建築士又は木造建築士の別		登録を受けた都道府県名(二級建築士又は木造建築士の場合)
	名 称		
	所 在 地		
	一級建築士事務所、二級建築士事務所又は木造建築士事務所の別		
	登録年月日及び登録番号		

(2) 証明者が住宅瑕疵担保責任保険法人の場合

証明を行った住宅瑕疵担保責任保険法人	名 称	印	
	住 所		
	指 定 年 月 日	年 月 日	
	氏 名		
	一級建築士、二級建築士又は木造建築士の別		登録を受けた都道府県名(二級建築士又は木造建築士の場合)

(用紙 日本産業規格 A 4)

備考

- 1 「証明申請者」の「住所又は主たる事務所の所在地」及び「氏名又は名称及び法人にあっては、その代表者の氏名」の欄には、この証明書の交付を受けようとする管理組合の管理者等（マンションの管理の適正化の推進に関する法律（平成12年法律第149号）第5条の2第1項に規定する管理組合の管理者等をいう。）について、次により記載すること。
 - (1) 「住所又は主たる事務所の所在地」及び「氏名又は名称及び法人にあっては、その代表者の氏名」をこの証明書を作成する日の現況により記載すること。
 - (2) 複数の管理者等（マンションの管理の適正化の推進に関する法律第2条第4号に規定する管理者等をいう。以下同じ。）が置かれている場合、管理者等全員の「住所又は主たる事務所の所在地」及び「氏名又は名称及び法人にあっては、その代表者の氏名」をこの証明書を作成する日の現況により記載すること。
- 2 「マンションの所在地」の欄には、当該マンションの建物（団地型マンションにあっては地方税法附則第15条の9の3第1項に規定する工事を行った棟）の建物登記簿に記載された所在地を記載すること。
- 3 「工事の内容」の欄には、工事を行ったマンションの建物の部分、工事の仕様等について、当該工事が地方税法附則第15条の9の3第1項に規定する工事に該当すると認めた根拠が明らかになるよう具体的に記載するものとする。
- 4 この証明書により証明を行う者について、次により記載するものとする。
 - (1) 証明者が建築士事務所に属する建築士の場合
「証明を行った建築士」の欄には、当該工事が地方税法附則第15条の9の3第1項に規定する工事であることにつき証明を行った建築士について、次により記載すること。
 - ① 「氏名」の欄には、建築士法第5条の2の規定により届出を行った氏名を記載すること。
 - ② 「一級建築士、二級建築士又は木造建築士の別」の欄には、証明を行った建築士の免許の別に応じ、「一級建築士」、「二級建築士」又は「木造建築士」と記載すること。なお、一級建築士、二級建築士又は木造建築士が証明することのできるマンションは、それぞれ建築士法第3条から第3条の3までに規定する建築物に該当するものとする。
 - ③ 「登録番号」の欄には、証明を行った建築士について建築士法第5条の2の規定による届出に係る登録番号を記載すること。
 - ④ 「登録を受けた都道府県名（二級建築士又は木造建築士の場合）」の欄には、証明を行った建築士が二級建築士又は木造建築士である場合には、建築士法第5条第1項の規定により登録を受けた都道府県名を記載すること。
 - ⑤ 「証明を行った建築士の属する建築士事務所」の「名称」、「所在地」、「一級建築士事務所、二級建築士事務所又は木造建築士事務所の別」及び「登録年月日及び登録番号」の欄には、建築士法第23条の3第1項に規定する登

録簿に記載された建築士事務所の名称及び所在地、一級建築士事務所、二級建築士事務所又は木造建築士事務所の別並びに登録年月日及び登録番号を記載すること。

(2) 証明者が住宅瑕疵担保責任保険法人の場合

- ① 「証明を行った住宅瑕疵担保責任保険法人」の欄には、当該工事が地方税法附則第 15 条の 9 の 3 第 1 項に規定する工事であることにつき証明を行った住宅瑕疵担保責任保険法人について、次により記載すること。
 - イ 「名称」及び「住所」の欄には、特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律第 17 条第 1 項の規定により指定を受けた住宅瑕疵担保責任保険法人の名称及び住所（指定を受けた後に同法第 18 条第 2 項の規定により変更の届出を行った場合は、当該変更の届出を行った名称及び住所）を記載すること。
 - ロ 「指定年月日」の欄には、特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律第 17 条第 1 項の規定により指定を受けた年月日を記載すること。
- ② 「調査を行った建築士」の欄には、当該工事が地方税法附則第 15 条の 9 の 3 第 1 項に規定する工事であることにつき調査を行った建築士について、次により記載すること。
 - イ 「氏名」の欄には、建築士法第 5 条の 2 の規定により届出を行った氏名を記載すること。
 - ロ 「一級建築士、二級建築士又は木造建築士の別」の欄には、調査を行った建築士の免許の別に応じ、「一級建築士」、「二級建築士」又は「木造建築士」と記載すること。なお、一級建築士、二級建築士又は木造建築士が調査することのできるマンションは、それぞれ建築士法第 3 条から第 3 条の 3 までに規定する建築物に該当するものとする。
 - ハ 「登録番号」及び「登録を受けた都道府県名（二級建築士又は木造建築士の場合）」の欄には、建築士法第 5 条の 2 の規定により届出を行った登録番号及び当該建築士が二級建築士又は木造建築士である場合には、同法第 5 条第 1 項の規定により登録を受けた都道府県名を記載すること。

附 則

この告示は、令和六年四月一日から施行する。